

3. 土地条件調査

- 1) 位置と沿革
- 2) 自然的条件
- 3) 社会的条件
- 4) 歴史的・文化的条件
- 5) 国土の安全性

3. 土地条件調査

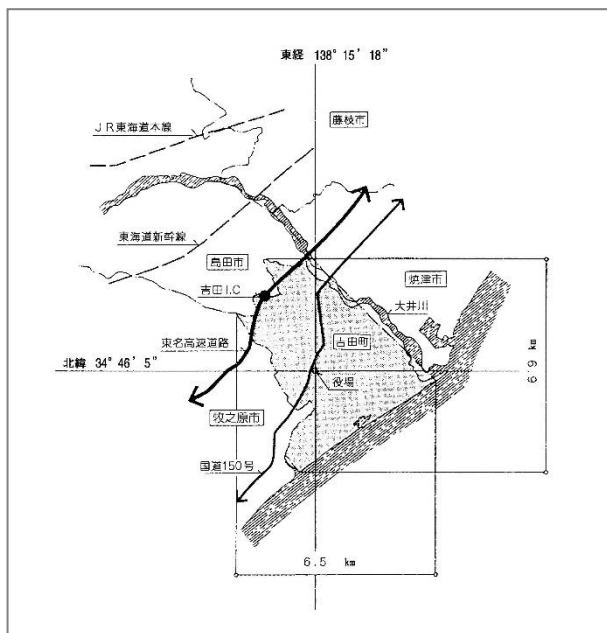
1) 位置と沿革

(1) 吉田町の位置・区域

本町は、県都静岡市から約 25 km、浜松市から約 50 km、一級河川大井川河口西岸に位置している。町域は、北は島田市初倉地区、東は大井川を挟んで焼津市（旧大井川町）、西は牧之原市（旧榛原町）に接し、南は駿河湾に面し、面積 2,073ha である。

吉田町の位置

面積		2,073 ha
役場の位置	緯度	北緯 34° 46'
	経度	東経 138° 15'
東西延長		6.5 km
南北延長		6.9 km



資料：吉田町統計要覧

(2) 広域的位置付け

本町は、榛南・南遠広域都市計画区域にあり、静岡県の中西部に位置し、静岡市から約 25 km、東京から約 200 kmの距離にある。本区域は、牧之原市、御前崎市及び吉田町の 2 市 1 町で構成されている。

本区域には、東名高速道路や国道 150 号に加え、富士山静岡空港と御前崎港を結ぶ国道 473 号バイパス等による拠点間を連携する交通体系の整備が進んでいる。

また、これらの広域交通網の利便性を活かした工場群が多く立地しており、道路整備の進展や富士山静岡空港の開港により、新規工場の立地、既存工場の拡張、先端産業等の新たな産業立地の大きなポテンシャルを兼ね備えた区域である。

(3) 沿革

■古代

吉田町の存在が明らかになるのは、古墳時代からであり、調査によって能満寺原に後期の円墳と考えられる古墳が8基確認された。これらに葬られた人たちは吉田たんぼを開拓した人々と関係があるものと考えられている。また、能満寺前の水田から多量の須恵器が発見され、地名から大日遺跡と命名された。能満寺原の古墳群とあわせ先人の生活の場であったと考えられている。

その後奈良時代以降になると稲作農業が進み、水田は条里制によって区画整理される。この時代には、細江郷、神戸郷という地名が出てきている。

■中世

当時の大井川は川幅が広く、住民は高い所を選んで居を構え、大雨になると氾濫する大井川と戦いながら村を築きあげていた。室町時代には、「後小松天皇の明德年中（1390～1394）吉田と名付け片岡荘に初めて村名を付す」という資料があり、吉田の地名の成立は室町時代の初期と考えられている。

■近世

大井川の流路は依然として定まらないため、住民は水害と戦いながら村を守り、家を興した。宝永3年（1706）武田善兵衛が九左衛門新田開発を始め、宝永5年には山内与五郎も新田開発を始め与五郎新田を作り上げた。こうして、祖先の努力によって新しい水田が拓かれ、今日の行政区画の基が形成された。

■明治～昭和

明治5年まで、住吉新田・下吉田村・上吉田村・九左衛門新田・川尻村・高島村・青柳村・与五郎新田・大日村・八幡島新田の六村、四新田で浜松県に属していたが、明治8年に大日村と八幡島新田が合併して大幡村となり、明治9年には静岡県に属した。その後、各村・新田が合併し第六組合を結成、明治22年の市町村制の施行により第六組合を吉田村に改称、昭和24年、吉田村を吉田町と改称し現在に至っている。

昭和44年には、東名高速道路吉田インターチェンジが開設され、企業の立地が活発化し人口も急増するなど、農漁村型社会から都市近郊型社会へと移りつつある。

(4) 吉田町の移り変わり

明治 4年 1 1月	廃藩置県により、郷土は浜松県に属する
明治 5年 1 0月	大小区制により、榛原郡は第3大区となり郷土は第20小区となる
明治 8年 6月	大日村と八幡島新田が合併して大幡村となる
明治 9年 8月	浜松県が廃せられ静岡県に合併される 住吉新田と下吉田村が合併して吉田村となる 上吉田村と九左衛門新田が合併して片岡村となる 川尻村と高島村が合併して川尻村となる 青柳村と与五郎新田が合併して神戸村となる（吉田町の基礎ができあがる）
明治 12年 1 0月	吉田村・片岡村・川尻村・神戸村・大幡村は合併して、第六組合を結成
明治 22年 4月	市制町村制の施行により、第六組合を吉田村と改称
昭和 24年 7月	吉田村を吉田町と改名

2) 自然的条件

(1) 気候

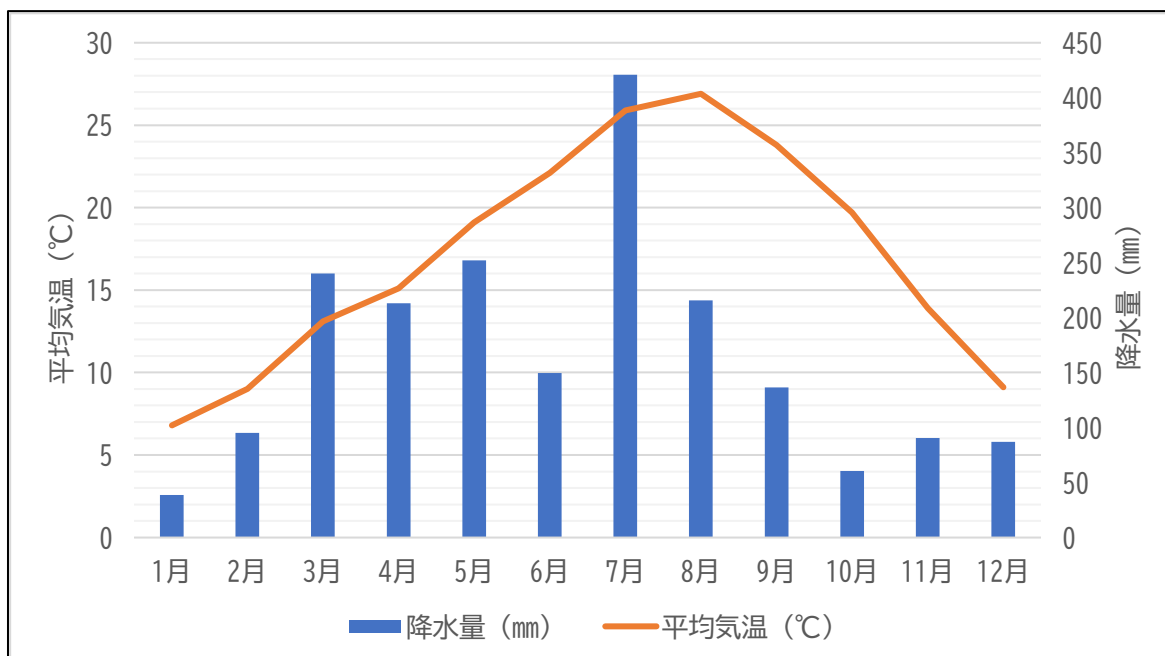
本町は、駿河湾の影響を受けて気候が温和である。風は、南ないし西の風と北東の風が顕著で、冬の季節風は西よりの風が強く、春から秋には海陸風により日中は南よりの風が吹く。降水量は春先に多くなっているが、全般に少ない地域である。

気象概況（令和3年）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	6.8	9.0	13.1	15.1	19.1	22.1	25.9	26.9	23.8	19.7	13.9	9.1
最高気温 (°C)	18.3	20.3	24.8	24.5	28.4	29.3	32.4	35.4	30.8	28.3	22.1	19.8
最低気温 (°C)	-3.1	-0.9	3.9	7.7	8.3	16.6	19.9	21.7	16.1	9.6	2.3	-1.0
降水量 (mm)	38.5	95.0	240.0	213.0	252.0	149.5	421.0	215.5	136.5	60.5	90.5	87.0
平均風速 (m/s)	6.1	6.0	3.8	3.8	4.2	2.6	3.0	3.7	2.9	2.9	4.1	5.6

資料：静岡市吉田消防署

月別平均気温・月別降水量



資料：静岡市吉田消防署

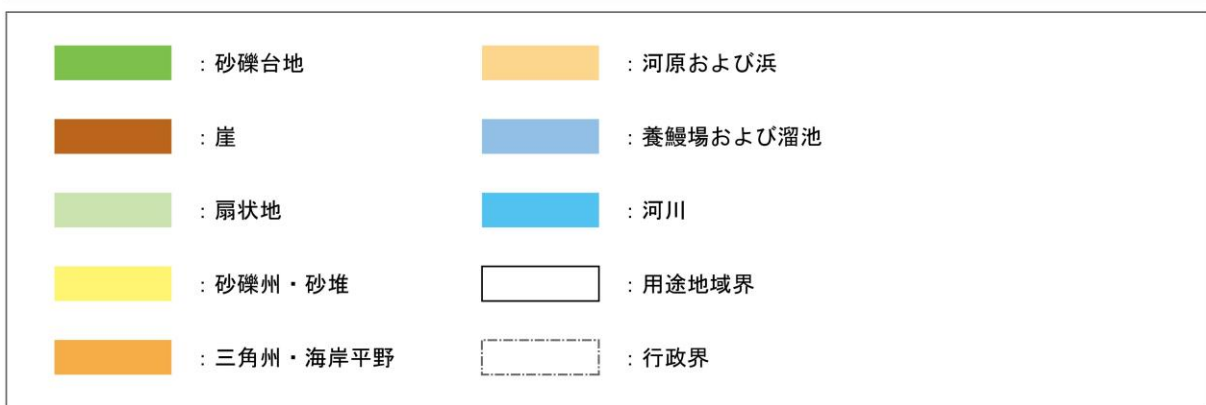
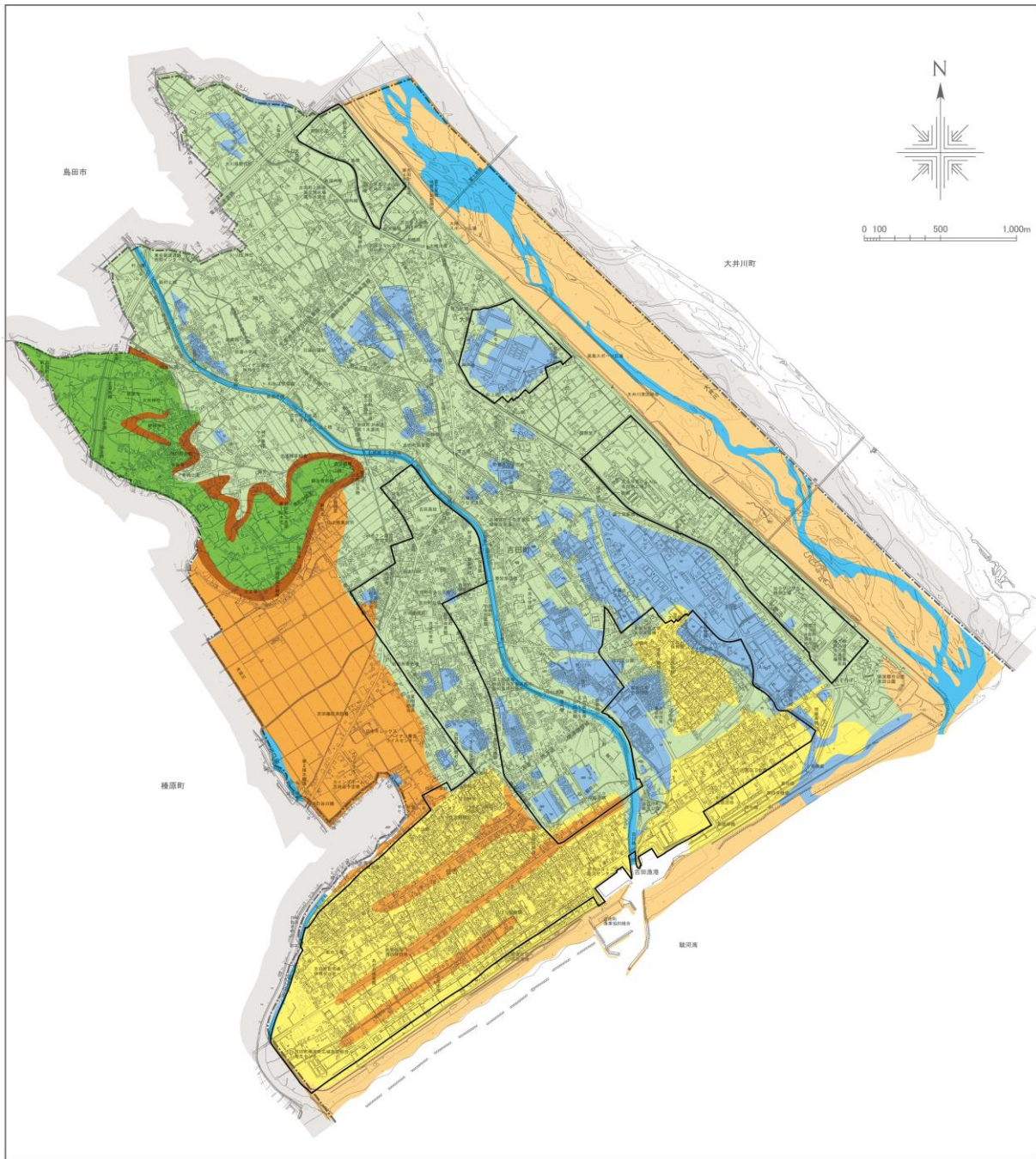
(2) 地形・地質

① 地形区分

本町の地形は、町域の半分以上が扇状地となっている。町の北西部には、砂礫台地、南部の海沿いには砂礫州・砂堆、三角州・海岸平野が広がっている。また、西部の農地は三角州となっている。大井川と湯日川に囲まれた扇状地には、養鰻場が点在していたが、現在は一部の養鰻池を残し、その多くが埋め立てられている。

3. 土地条件調査

地形区分図



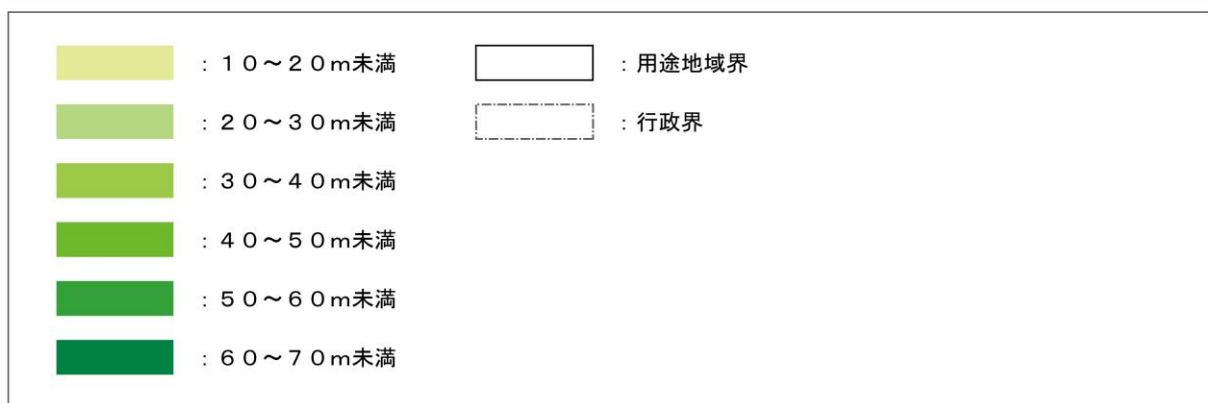
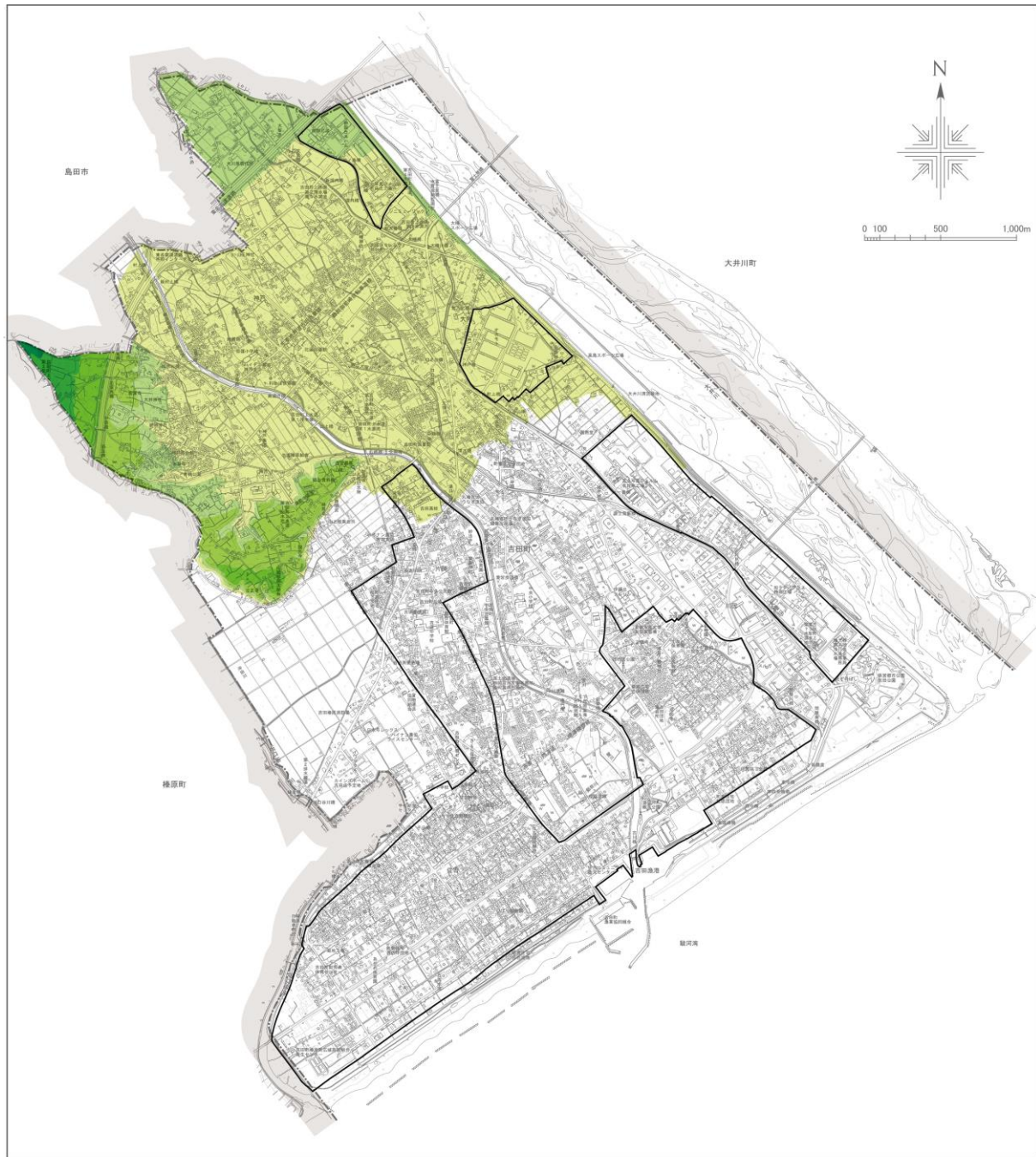
資料：1/50,000 土地分類基本調査（1972）静岡・住吉

② **標高**

町内の標高分布は、町全体の南半分が標高 10m未満で、北部が概ね標高 10～20m、北西部に向けて次第に高くなっている。また、北部の東名高速道路より北側が標高 20～30mとなっている。

3. 土地条件調査

標高図



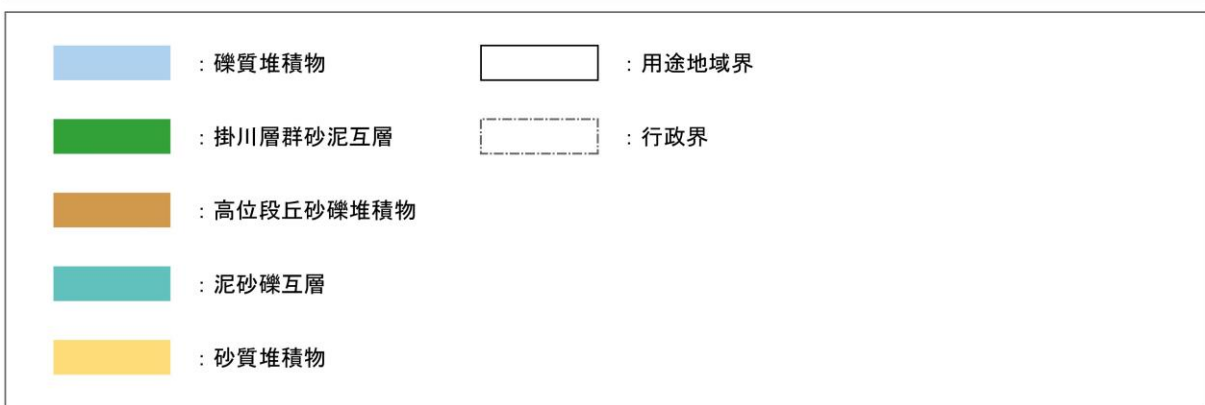
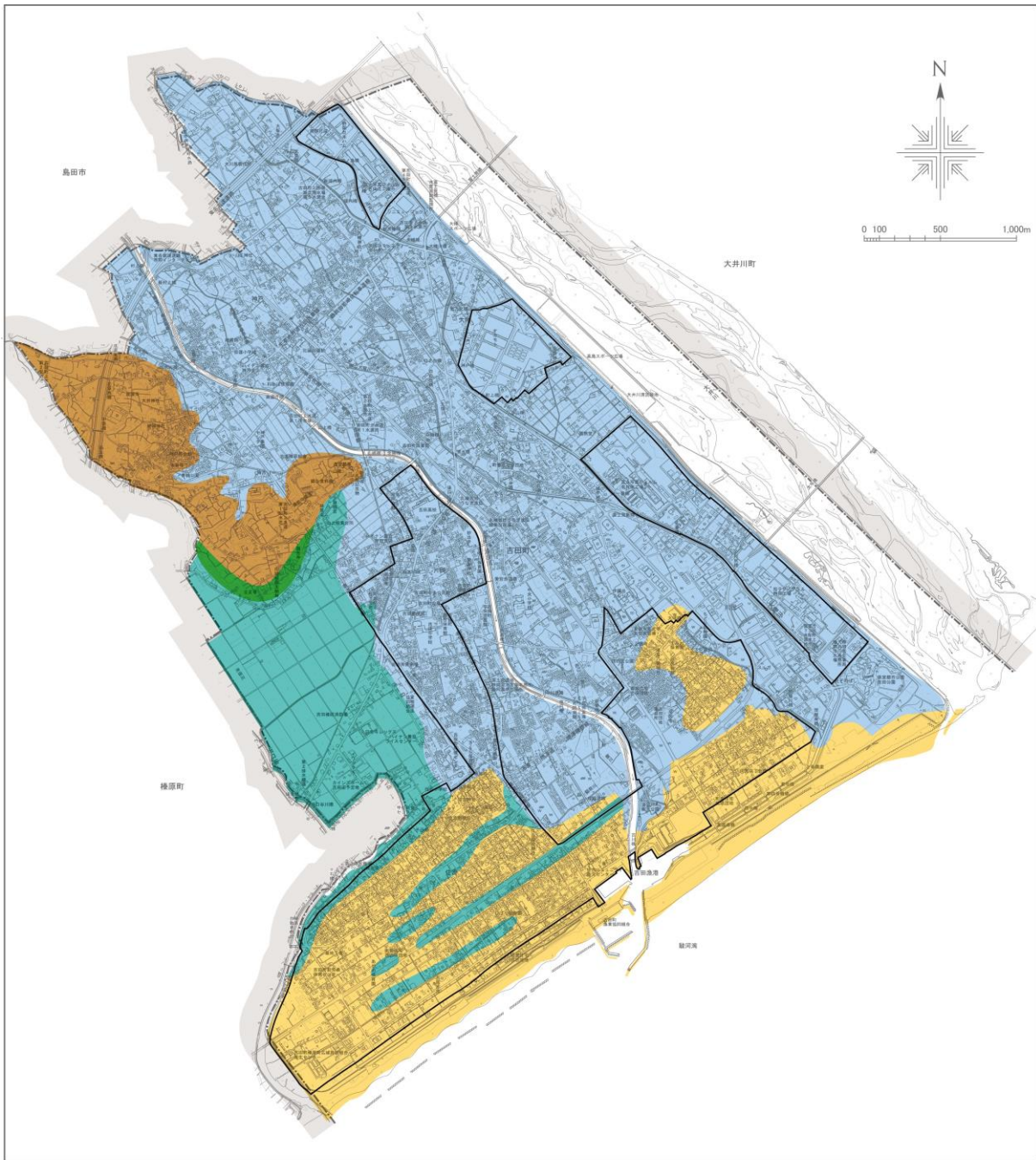
資料：平成24年度榛南・南遠広域都市計画区域都市計画基礎調査

③ 表層地質

表層の地質は、町全体の半分以上を礫質堆積物が占めており、町の南部は、砂質堆積物となっている。また、西部の農地は泥砂礫互層、北西部は高位段丘砂礫堆積物となっている。泥砂礫互層と高位段丘砂礫堆積物の間が、一部、掛川層群砂泥互層となっている。

3. 土地条件調査

表層地質図



資料：1/50,000 土地分類基本調査（1972）静岡・住吉

④ 土壌

本町の土壌は、丘陵地一体に黄色土壌、平坦地北側に粗粒灰色低地土壌、中央部に灰色低地土壌、細粒灰色低地土壌、細粒グライ土壌が、海沿いに砂丘未熟土壌が分布している。

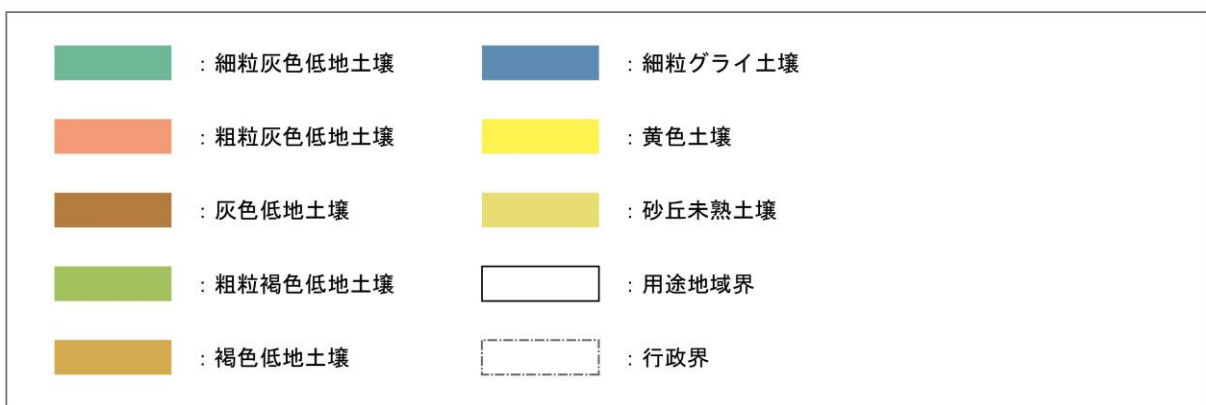
土壌名及び土壌分類の特性

土壌分類と特性		静岡県土壌統名
細粒灰色低地土壌	細粒質灰色 地下 80cm 以内にグライ層なし	高畑統
粗粒灰色低地土壌	細粒質灰色 地下 80cm 以内にグライ層なし	五和統
灰色低地土壌	中粒質 斑紋あり 地下 80cm 以内にグライ層なし	忠兵衛統 中瀬統 善衛門上 2 統
粗粒褐色低地土壌	発展進まぬ A 層 細粒、砂礫質の B 層	浜新田 2 統
褐色低地土壌	発展進まぬ A 層 中～細粒質の B 層	吉田統
細粒グライ土壌	地下 80cm 以内にグライ層あり	三郎兵衛新田統
黄色土壌	常葉樹林で生成 A 層の腐食少ない B 層は粘土進み埴質	赤土原統
砂丘未熟土壌	中粒・細粒砂からなる砂土	用宗 1 統 浜新田 1 統

資料：土地分類基本調査（1972）静岡・住吉

3. 土地条件調査

土壤分布図



資料：1/50,000 土地分類基本調査（1972）静岡・住吉

(3) 水系

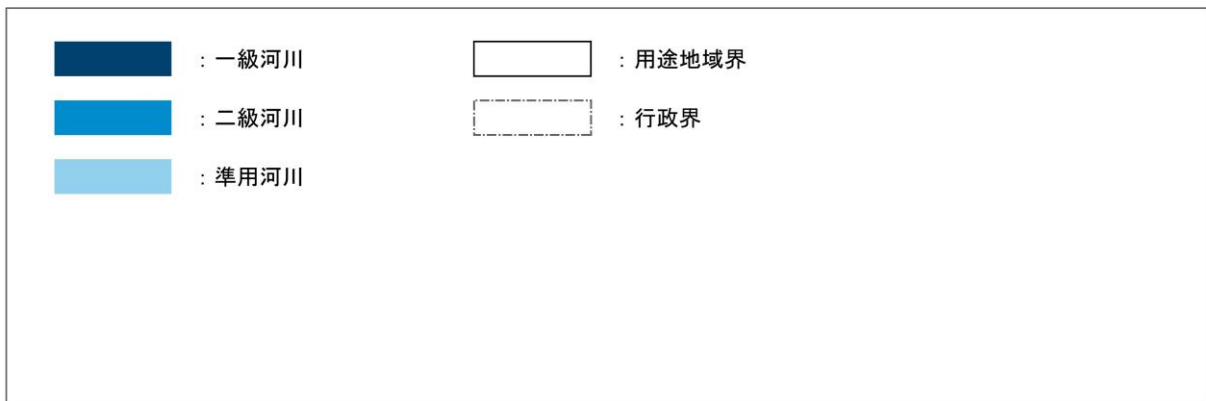
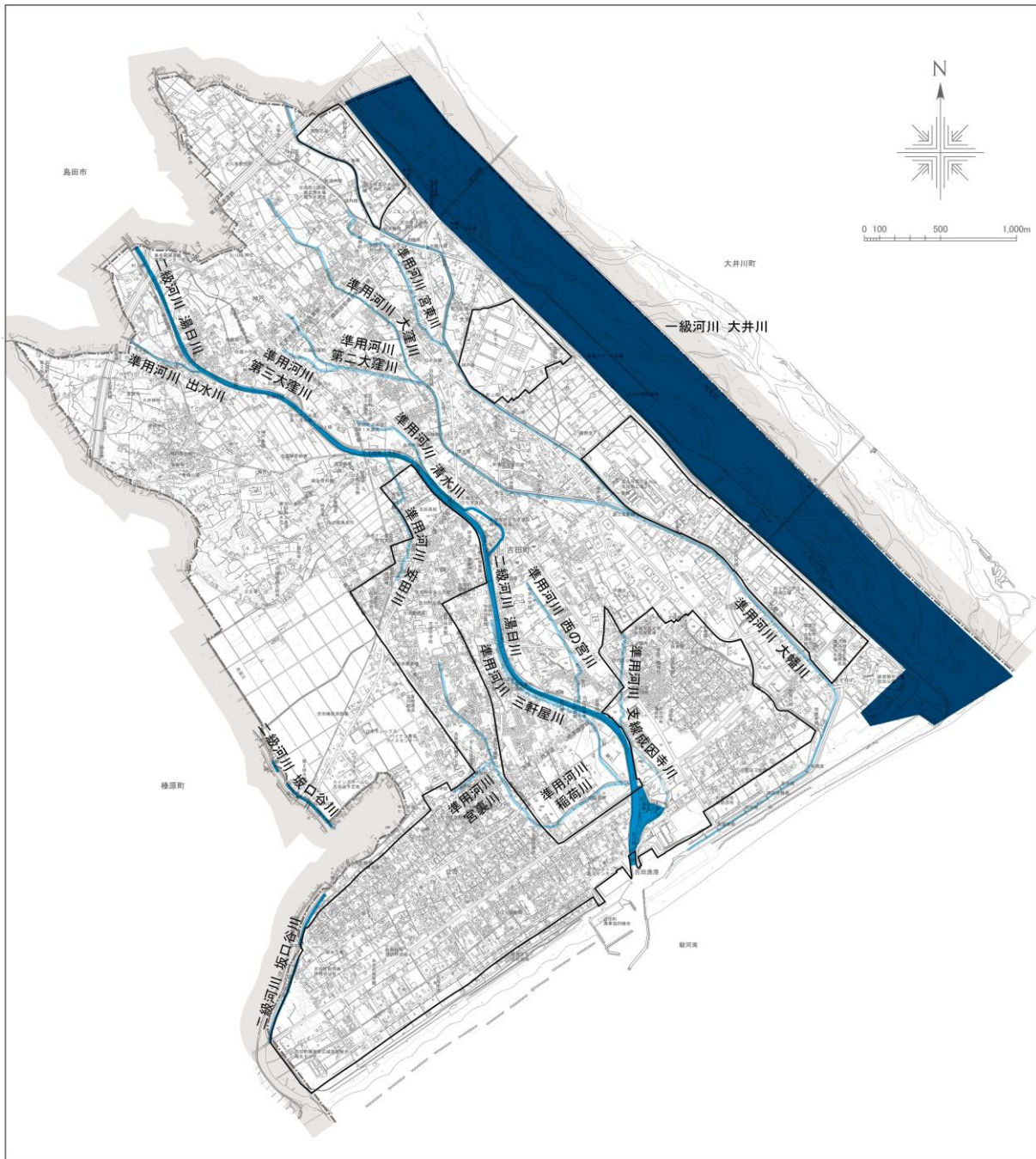
本町の河川は、一級河川、二級河川及び準用河川となっている。水系は湯日川水系と坂口川水系に区分されるが、町域の大部分は湯日川水系に含まれている。

区分	水系名	河川名	延長 (m)	起点	終点	備考
一級河川	大井川水系	大井川	168,290	静岡市葵区田代字東小石 1283 番の 1 地先の中部電力取水堰堤	海に至る	直轄区間 24,820m
二級河川	湯日川水系	湯日川	15,860	静岡県島田市湯日字吹木 4274 地先の第 17 号落差工上流端	海に至る	
	坂口谷川水系	坂口谷川	10,570	静岡県牧之原市坂口字大沢 1762 番の 37 地先の東海道新幹線橋	海に至る	
準用河川	湯日川水系	西の宮川	900	川尻 758 番の 1 地先	湯日川へ	流域面積 0.40km ²
		清水川	1,500	神戸 2321 番の 2 地先	湯日川へ	流域面積 0.50km ²
		出水川	400	神戸北原地内(島田市境)	湯日川へ	流域面積 0.40km ²
		稲荷川	2,050	住吉 313 番の 1 地先	湯日川へ	流域面積 1.00km ²
		支線成因寺川	1,300	川尻 1220 番の 2 地先	湯日川へ	流域面積 0.15km ²
		三軒屋川	1,400	片岡 819 番の 2 地先	稲荷川へ	流域面積 0.30km ²
		安田川	1,000	片岡 450 番の 1 地先	片岡 225 番の 4 地先	流域面積 0.25km ²
		宮裏川	300	住吉 1723 番の 2 地先 稲荷川分派点	住吉 2208 番の 1 地先	流域面積 0.30km ²
	大幡川水系	大幡川	7,680	大幡 55 番 2	海に至る	流域面積 7,660km ²
		宮東川	1,500	大幡 930 番の 1 地先	大幡川へ	流域面積 0.40km ²
		大窪川	3,380	大幡 1159 番の 3 地先	大幡川へ	流域面積 3.17km ²
		第 2 大窪川	1,000	神戸 1624 番の 1 地先	大窪川へ	
		第 3 大窪川	350	神戸 1652 番の 5 地先	第 2 大窪川へ	

資料：静岡県河川指定調書

3. 土地条件調査

水系図



資料：平成 24 年度榛南・南遠広域都市計画区域都市計画基礎調査

(4) 植生

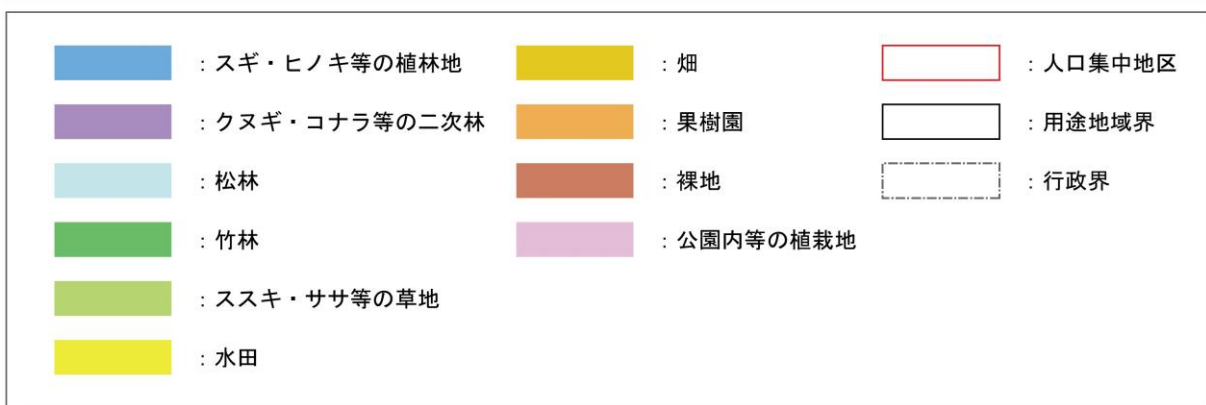
植生については、平坦地の一部に畑がある他、大部分に水田が広がっており、町域の多くが農耕地となっている。また、海岸線に沿って松林の植林地（保安林）がみられる。

区分	区分基準
自然林 自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
二次林	クヌギ・コナラ等の二次林
植林地	スギ・ヒノキ等の植林地、松林、竹林
二次草原	ススキ・ササ等の草地
農耕地	水田、畑、果樹園
造成地	公園等の植栽地

資料：自然環境保全基礎調査

3. 土地条件調査

植生現況図



資料：平成 24 年度榛南・南遠広域都市計画区域都市計画基礎調査

(5) 土壤生産力可能性分級

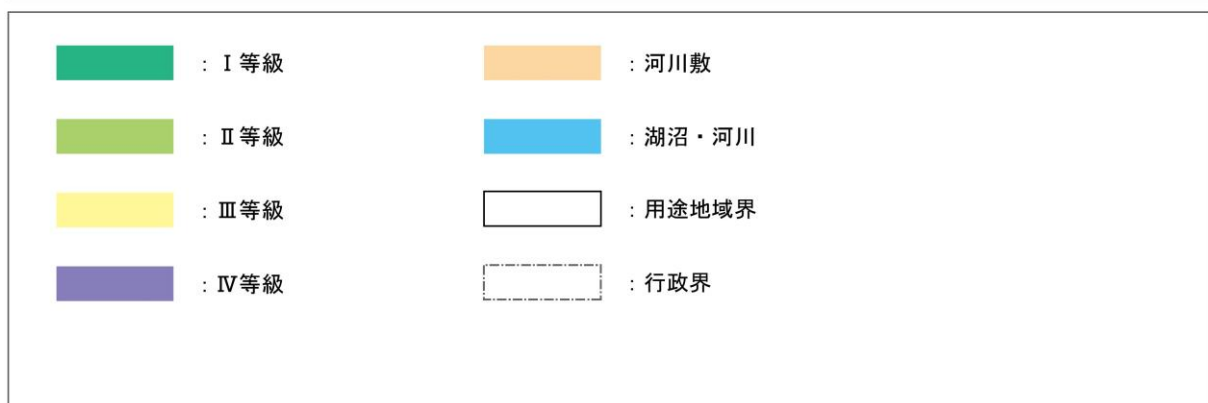
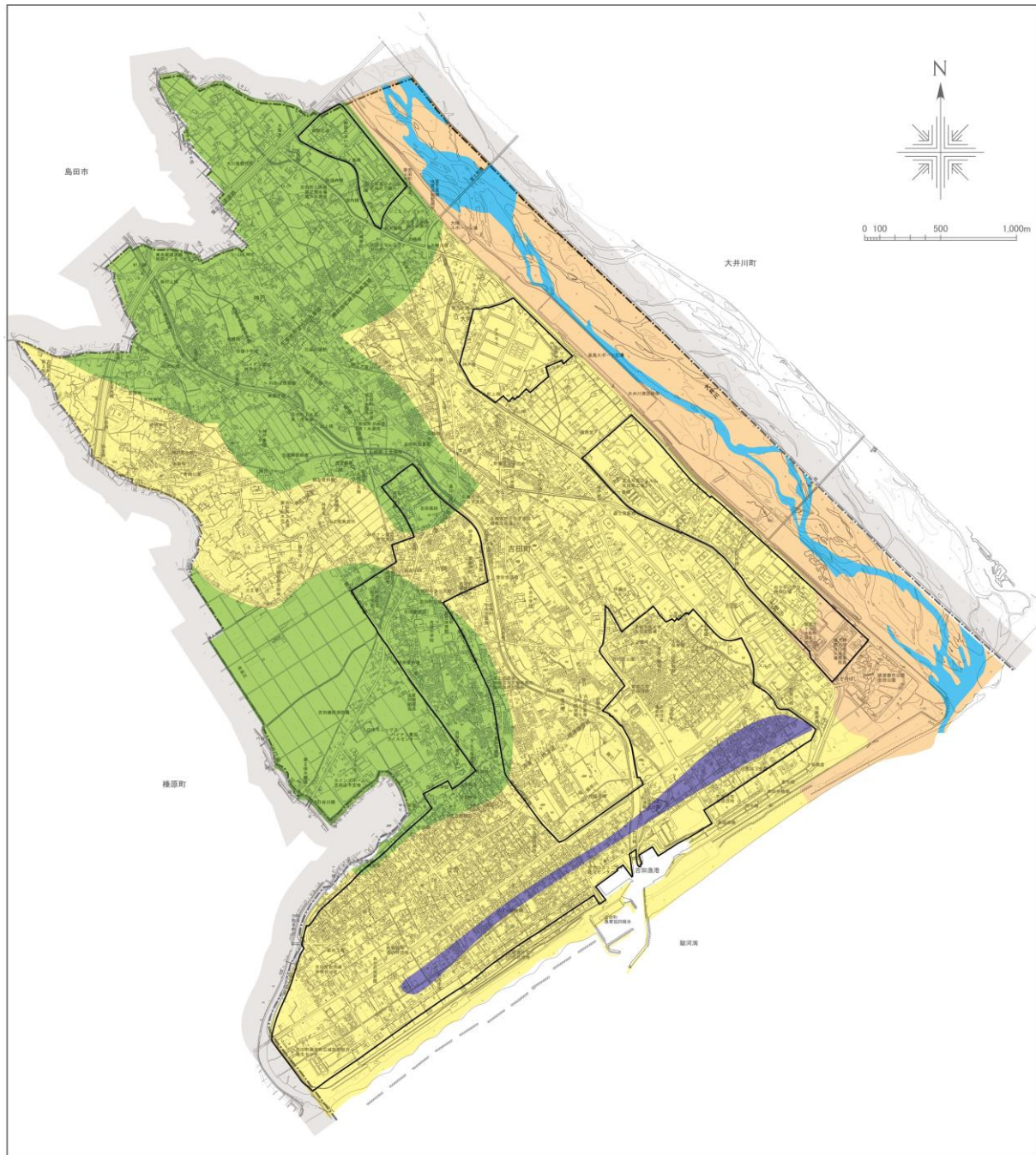
水田及び畑地の土壤生産力可能性分級は、土壤の分級基準によりⅠ～Ⅳ等級に分かれており、本町においては、北部一体及び、西部の農地がⅡ等級に分類されている。一方、町南部の海岸沿いにⅣ等級に分類された土壤生産力可能性が低い箇所があり、その他の地域は、Ⅲ等級となっている。

分級	土壤の分級基準
Ⅰ	正当な収量をあげ、また正当な土壤管理を行う上に、土壤的にみて殆どあるいは全く制限因子あるいは阻害因子がなく、また土壤悪化の危険性もない良好な耕地とみなされる土地
Ⅱ	正当な収量をあげ、また正当な土壤管理を行う上に、土壤的にみて若干の制限因子あるいは阻害因子があり、あるいはまた土壤悪化の危険性が多少存在する土地
Ⅲ	正当な収量をあげ、また正当な土壤管理を行う上に、土壤的にみてかなり大きな制限因子あるいは阻害因子があり、あるいはまた土壤悪化の危険性のかなり大きい土地
Ⅳ	正当な収量を上げ、また正当な土壤管理を行う上に、土壤的にみてきわめて大きな制限因子あるいは阻害因子があり、あるいはまた土壤悪化の危険性がきわめて大きく、耕地として利用するには極めて、困難と認められる土地

資料：静岡県農林技術研究所 地力保全基本調査

3. 土地条件調査

土壤生産力可能性図



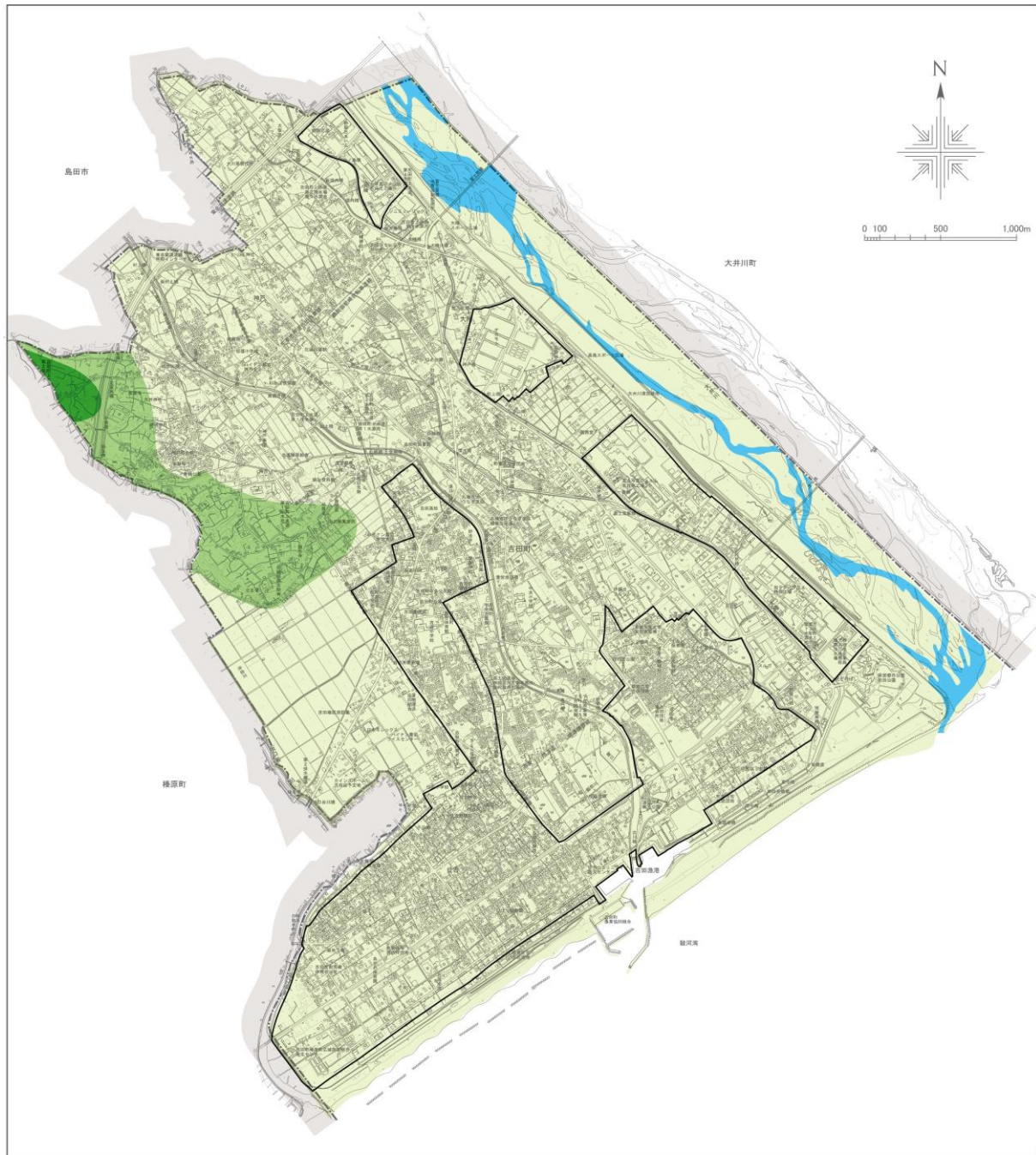
資料：独立行政法人 農業環境技術研究所ホームページ

(6) 傾斜区分

傾斜3度以上となる傾斜地は北西部に集中し、町域の大部分に傾斜3度未満の平坦地が広がっている。

3. 土地条件調査

傾斜区分図



資料：1/50,000 土地分類基本調査（1972）静岡・住吉

3) 社会的条件

(1) 土地利用所有形態

町有財産は、行政財産と普通財産を併せて 646,181 m²であり、町域全体の約 3.12%となっている。

町有財産

単位：m²

区分	面積	区分	面積
行政財産	513,062	普通財産	133,119
行政機関用地	12,732	宅地	16,698
公共用財産	500,330	田畑	-
山林	-	山林	55,404
その他	-	その他	61,017
土地開発基金等	-	合計	646,181

資料：静岡県土地利用（令和3年版）

3. 土地条件調査

(2) 法律による規制区域等

本町に関わる規制区域等の状況は、以下に示す通りである。

① 都市計画法

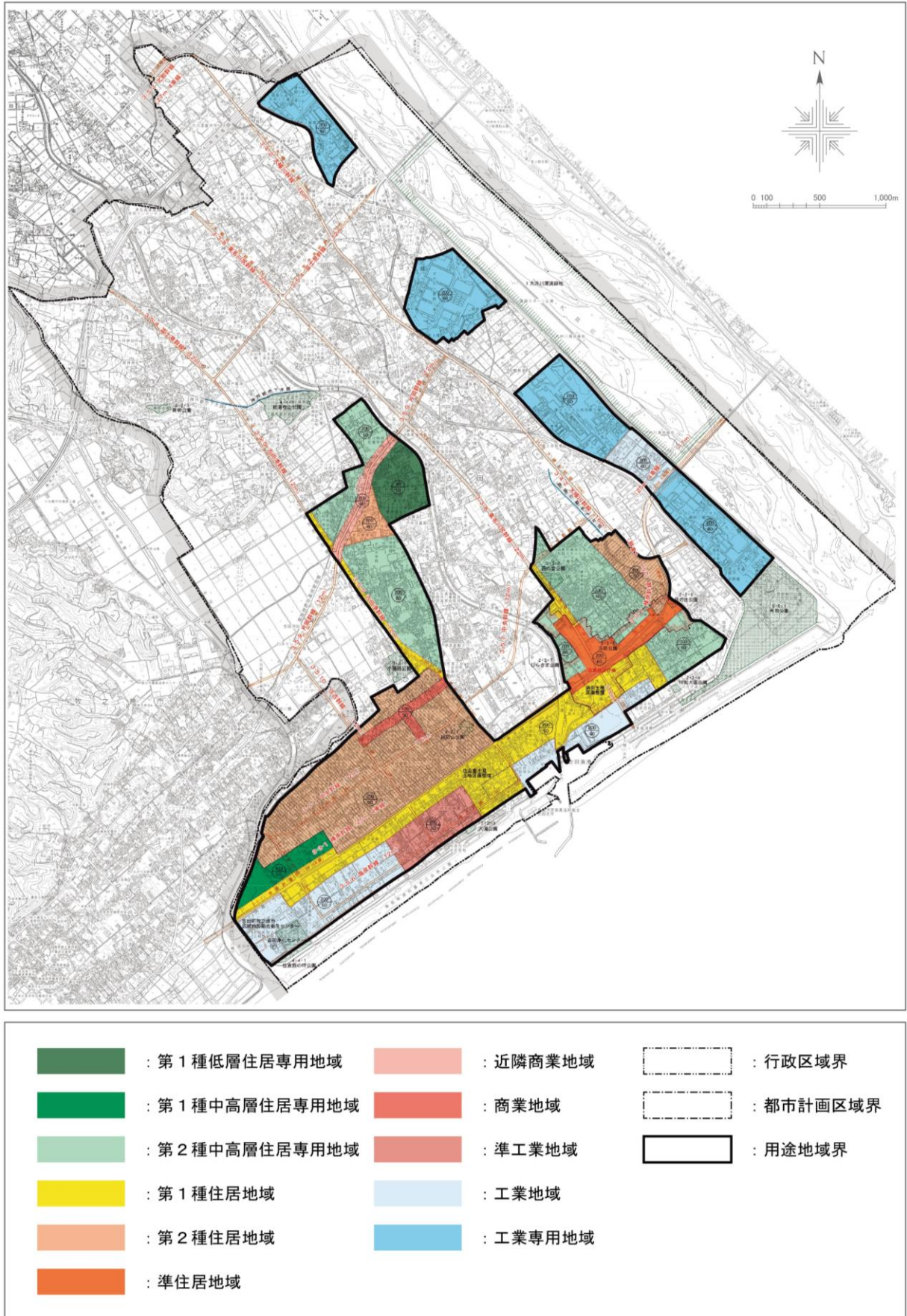
町の都市計画区域は 2,073ha で、568ha が用途地域に指定されている。

大井川沿いの工場集積地や町南部、中央部では、用途地域が指定され、平成 29 年には準住居地域を新たに指定し、沿道の産業振興を図った。町を南北に 3 つ、東西に 6 つの都市計画道路が計画され整備中である。

区分	名称	指定年月日		面積等 (ha)	備考
		当初	最終		
都市計 画区域	榛南・南遠広域 都市計画区域	S39.3.3	H21.2.27	2,073.0	
用途 地域	第 1 種低層住居専用地域	S59.10.1	H29.7.20	17.0	用途地域合計 568.0ha
	第 1 種中高層住居専用地域			12.0	
	第 2 種中高層住居専用地域			111.0	
	第 1 種住居地域			67.0	
	第 2 種住居地域			131.0	
	準住居地域			18.0	
	近隣商業地域			6.9	
	商業地域			7.1	
	準工業地域			18.0	
	工業地域			65.0	
	工業専用地域			115.0	
特別用 途地区	特別工業地区	S59.10.1	H21.2.27	125.0	

資料：静岡県の都市計画（資料編）令和 3 年 3 月

法適用現況図



資料：令和3年度榛南・南遠広域都市計画区域及び島田都市計画区域都市計画基礎調査

3. 土地条件調査

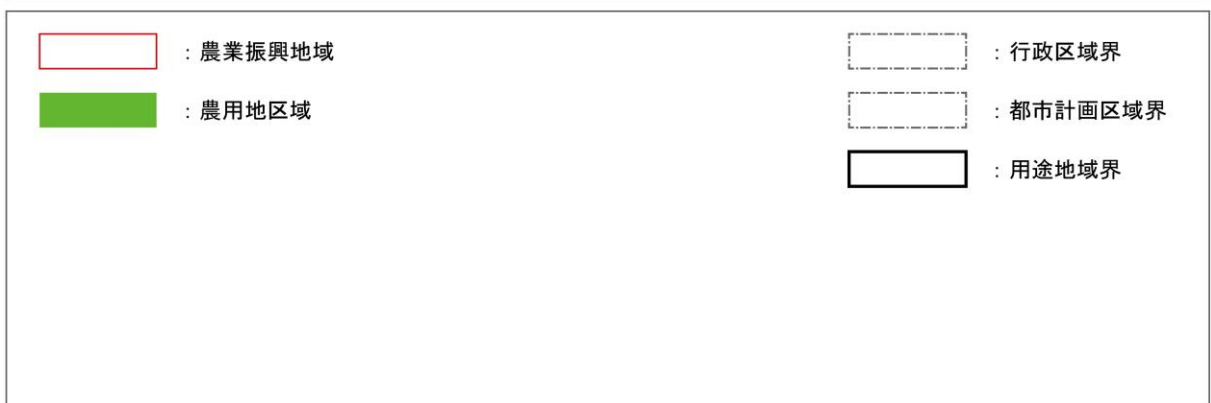
② 農業振興地域の整備に関する法律

農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域は、町の総面積 2,073ha の約 64%にあたる 1,335ha が指定されている。また、現況農地のうち 262.6ha が農用地区域として指定されている。

区分	名称	指定年月日		面積等 (ha)	備考
		当初	最終		
農業振興 地域	吉田町農業 振興地域	S47.10.27	H17.3.24	1,335.0	農用地区域 262.6 ha

資料：令和3年 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況

法適用現況図 2



資料：令和3年度榛南・南遠広域都市計画区域都市計画基礎調査

3. 土地条件調査

③自然公園法

区分	名称	指定年月日		面積等 (ha)	備考
		当初	最終		
県立自然公園	御前崎遠州灘 県立自然公園 (吉田海岸地区)	S43. 12. 20	H22. 4. 13	26. 9	第2種特別地域
	御前崎遠州灘 県立自然公園 (釘ヶ浦海岸地区)	S43. 12. 20	H22. 4. 13	17. 0	第2種特別地域
	御前崎遠州灘 県立自然公園 (釘ヶ浦海岸地区)	S43. 12. 20	H22. 4. 13	10. 0	普通地域

資料：御前崎遠州灘県立自然公園指定書公園計画書

④河川法

区分	名称	指定（認定）年月日		延長 (m)	備考
		当初	最終		
河川区域 (一級河川)	大井川	M39. 4. 1	S63. 4. 8	168, 290	
河川区域 (二級河川)	湯日川	S3. 7. 21	S58. 4. 1	15, 860	
	坂口谷川	S4. 9. 1	S46. 4. 1	10, 570	
河川区域 (準用河川)	西の宮川	S49. 12. 25	—	900	
	清水川	S49. 12. 25	—	1, 500	
	出水川	S49. 12. 25	—	400	
	稻荷川	S49. 12. 25	—	2, 050	
	支線成因寺川	S49. 12. 25	—	1, 300	
	三軒屋川	S49. 12. 25	—	1, 400	
	安田川	S49. 12. 25	—	1, 000	
	宮裏川	S49. 12. 25	—	300	
	大幡川	H26. 3. 28	—	7, 680	
	宮東川	S49. 12. 25	H26. 3. 28	1, 500	
	大窪川	S49. 12. 25	H26. 3. 28	3, 380	
	第2大窪川	S49. 12. 25	H26. 3. 28	1, 000	
第3大窪川	S49. 12. 25	H26. 3. 28	350		

資料：静岡県河川指定調書

⑤森林法

区分	名称	指定年月日		面積等 (ha)	備考
		当初	最終		
保安林区域		—	R2.12.7	8.1	
地域森林計画 対象民有林	吉田町森林整備計画	H12.4.1	R2.4.1	21.4	

資料：静岡地域森林計画書

⑥急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律

区分	名称	指定年月日		面積等 (㎡)	備考
		当初	最終		
急傾斜地崩壊 危険区域	横山	S52.3.15	—	39,900.0	災害危険区域1号
	山ノ根	S52.3.15	—	11,400.0	災害危険区域1号

資料：令和3年度榛南・南遠広域都市計画区域都市計画基礎調査

⑦農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

区分	名称	指定年月日		面積等 (㎡)	備考
		当初	最終		
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区	大幡地区A	S53.2.24	—	58,481.0	
	大幡地区B	S57.1.9	—	313,500.0	
	川尻	H30.1.9	—	32,867.0	

資料：令和3年度榛南・南遠広域都市計画区域都市計画基礎調査

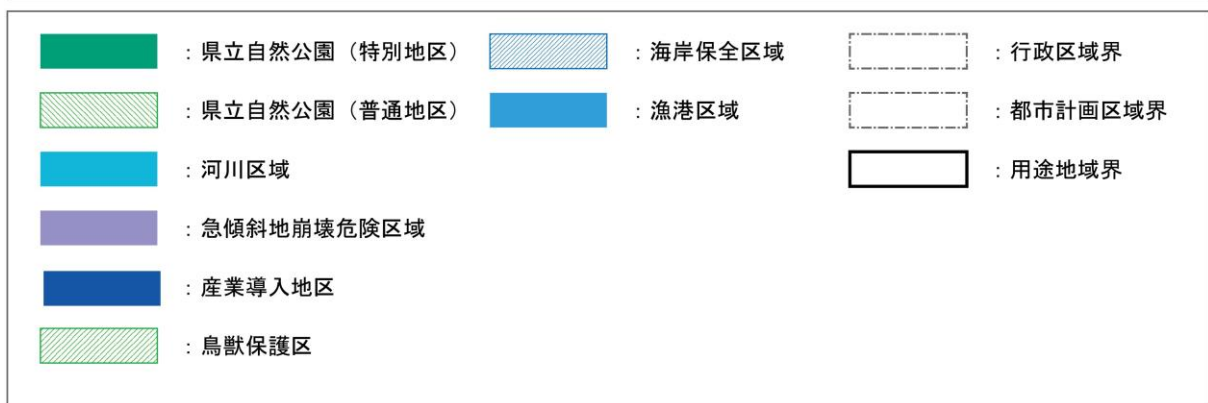
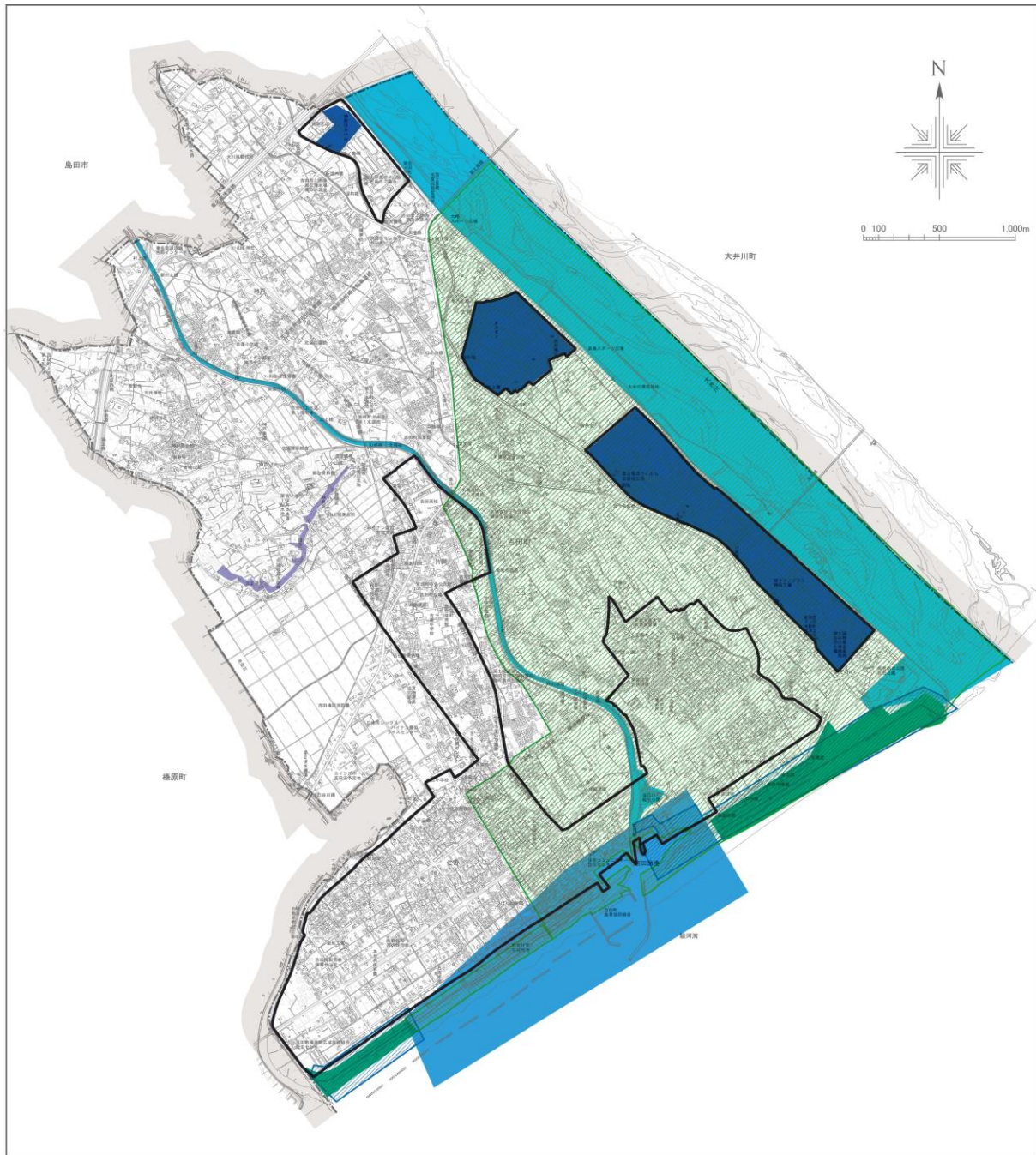
⑧建築基準法

区分	名称	指定年月日		面積等 (㎡)	備考
		当初	最終		
災害危険区域	横山1号	S58.3.11	—	1,155.2	災害危険区域2号

資料：令和3年度榛南・南遠広域都市計画区域都市計画基礎調査

3. 土地条件調査

法適用現況図 3



資料：令和3年度榛南・南遠広域都市計画区域都市計画基礎調査

法適用現況図 4



資料：令和3年度榛南・南遠広域都市計画区域都市計画基礎調査